

平成28年度

新たな統一的な基準による
地方公会計財務書類4表の概要

平成30年3月
滋賀県近江八幡市

- P 1 地方公会計制度の概要① <新たな統一的な基準による地方公会計制度の概要>
- P 2 地方公会計制度の概要② <固定資産台帳を新たに整備>
- P 3 地方公会計制度の概要③ <財務書類4表と本市が作成する会計範囲>

- P 4 貸借対照表
- P 5 行政コスト計算書
- P 6 純資産変動計算書
- P 7 資金収支計算書

- P 8 貸借対照表の1年間の増減をみると・・・
- P 9 財務書類4表の分析からわかることは・・・
- P 10 おわりに

地方公会計制度の概要① <新たな統一的な基準による地方公会計制度の導入>

地方公共団体における予算・決算にかかる会計制度（官庁会計）は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより果たしていくという観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（資産や負債のストック情報や、減価償却費などの見えにくいコスト情報）を説明する必要性が高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となります。

こうした中、地方公共団体において、発生主義の考え方を取り入れた「地方公会計制度」に基づく財務書類の作成がこれまで進められ、本市においても平成27年度決算まで「総務省方式改訂モデル」に基づく地方公会計財務書類の作成・公表を行ってきました。

しかし、正式な複式簿記による作成ではなく過去の決算統計数値の組み替えによるみなし作成であるため資産情報の正確性が不十分であること、また地方公会計のモデルは複数あるため他団体との比較ができないことなどの課題がありました。これを踏まえ、総務省より平成30年3月までに「固定資産台帳の整備」と「複式簿記の導入」をベースとした「新たな統一的な基準による地方公会計」による財務書類の作成・公表を行うよう要請があり、本市においても、平成28年度決算から新たな統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表することとなりました。

単式簿記と複式簿記

単式簿記 経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う簿記の手法（官庁会計）

複式簿記 経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法（企業会計）

（例）現金100万円で車を1台購入した場合

<単式簿記> 現金支出100万円を記帳するのみ

<複式簿記> 現金支出とともに資産増を記帳

資産の増加		資産の減少	
(借方)車両100万円		(貸方)現金100万円	

⇒ 「単式簿記」に加えて「複式簿記」を採り入れることで、資産等のストック情報が「見える化」

現金主義会計と発生主義会計

現金主義会計 現金の収支に着目した会計処理原則（官庁会計）

- 現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に資する
- × 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない

発生主義会計 経済事象の発生に着目した会計処理原則（企業会計）

- 現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができる
- × 投資損失引当金といった主観的な見積りによる会計処理が含まれる

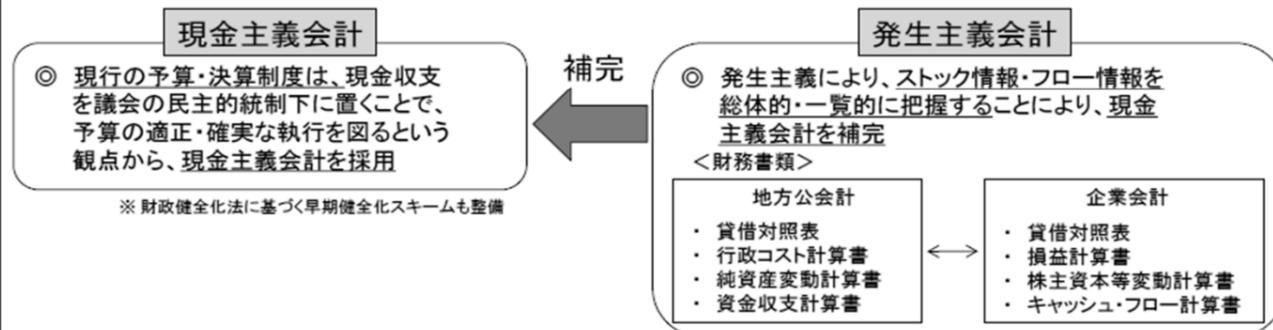
⇒ 「現金主義会計」に加えて「発生主義会計」を採り入れることで、減価償却費、退職手当引当金等のコスト情報が「見える化」

地方公会計の意義

1. 目的

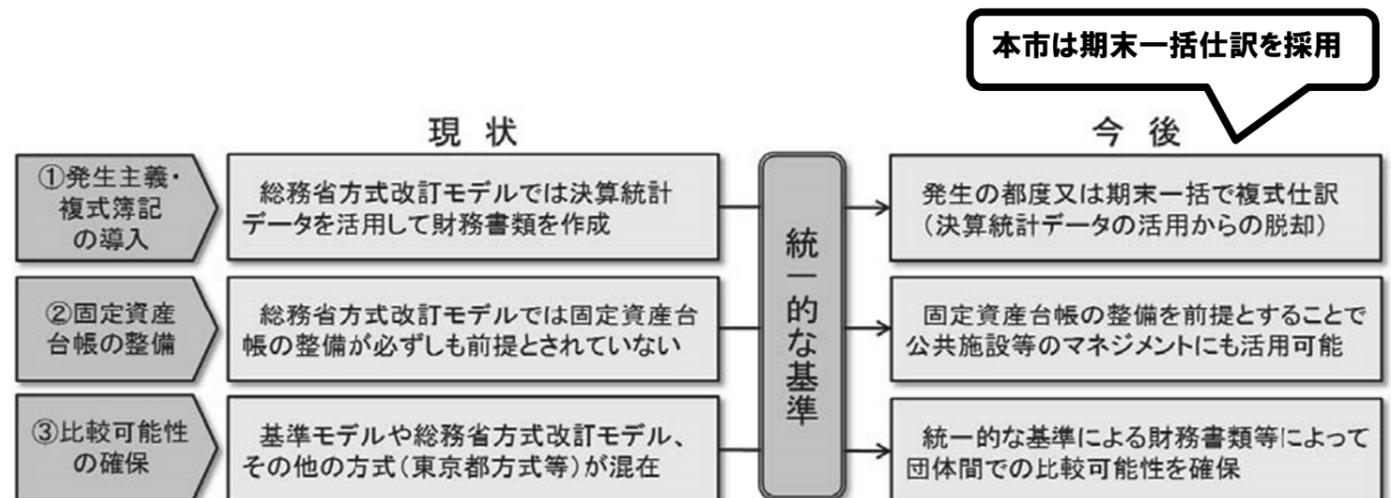
- ① 説明責任の履行
住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示
- ② 財政の効率化・適正化
財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）



3. 財務書類整備の効果

- ① 発生主義による正確な行政コストの把握
見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示
- ② 資産・負債（ストック）の総体的・一覽的把握
資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示



総務省資料より

地方公会計制度の概要② <固定資産台帳を新たに整備>

固定資産台帳とは、市が保有する財産（固定資産）をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、公会計財務書類の作成基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれるものです。

対してこれまで整備してきた公有財産台帳は、主として財産の運用管理を目的としており、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価値が明確でないうえ、すべての資産を網羅することになっていません。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠です。特に、統一的な基準の導入にあたっては、固定資産台帳の整備が大前提となることから、本市においても現金主義で会計管理を行っている一般会計と特別会計を対象に改めて資産の洗い出し・評価を行い、固定資産台帳を整備しました。

固定資産台帳に掲載される土地・建物・工作物については、事業用資産とインフラ資産に区分集計のうえ公会計の財務書類（貸借対照表）に表示されます。また、年度をまたがって行われる建設工事などにかかる支出については、建設仮勘定という勘定科目に計上のうえ、一部供用開始または全部完成の時点で本勘定（建物・工作物など）へ振り替えられます。その他、物品や無形固定資産（ソフトウェアなど）も台帳管理し、貸借対照表に反映されます。

<事業用資産とインフラ資産の区分表>

分類	例示	注	資産の区分	
			事業用資産	インフラ資産
行政財産				
公用財産				
庁舎	本庁、支所		○	
その他公用施設	職員宿舎		○	
公共用財産				
福祉施設				
社会福祉施設	老人ホーム、母子福祉センター		○	
児童福祉施設	保育所、児童館、児童自立施設		○	
公衆衛生施設				
公衆衛生施設	診療所、保健所		○	
清掃施設	じん芥処理施設、し尿処理施設		○	
農林水産業施設				
農業関係施設	農業試験場、ポンプ施設	農道を除く	○	
林業関係施設		林道を除く	○	
水産業関係施設		漁港を除く	○	
商工観光施設				
商工施設			○	
観光施設			○	
道路	地方道、農道、林道、橋りょう			○
河川	河川、池沼			○
港湾	港湾、漁港			○
公園	都市公園、児童公園			○
住宅	公営住宅		○	
防災	護岸、治山	消防施設を除く		○
教育施設				
学校	小学校、中学校、高校、幼稚園		○	
社会教育施設	図書館、市民会館		○	
給食施設			○	
公営事業				
上水道施設	簡易水道、飲料水供給施設			○
下水道施設	公共下水道、集落排水施設			○
病院			○	
その他公営事業関係施設	公営競技施設、観光施設	電気・ガスは除く	○	
普通財産				
土地			○	
その他普通財産			○	

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有するすべての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある）	すべての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

新たに台帳を整備

有形固定資産等の評価基準

	開始時		[] 内は取得原価が不明な場合	
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分	開始後	再評価
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—

本市では、平成28年度期首を開始固定資産台帳として整備

開始時のみは、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用した簿価算定が許容されている。

今後、毎年の資産の異動を反映して台帳を更新していく

開始後に、新たに寄附や無償譲渡により固定資産を取得した場合には、再調達原価で評価。

今後は、資産の再評価は原則行わない。

総務省資料をもとに作成

地方公会計制度の概要③ <財務書類4表と本市が作成する会計範囲>

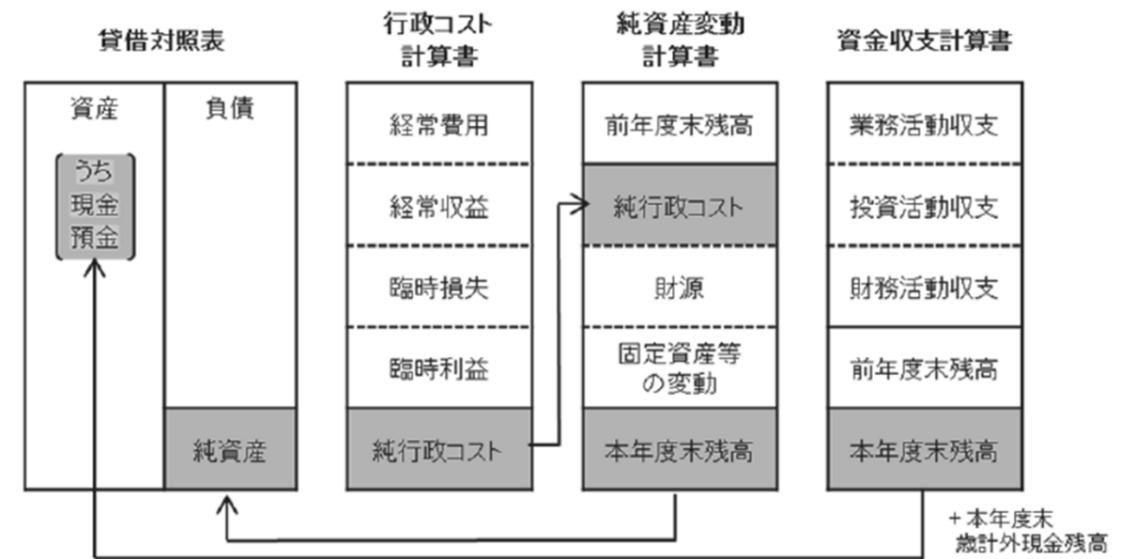
財務書類4表とは？

新たな統一的な基準による地方公会計の財務書類は、本市が従来作成してきた総務省方式改訂モデルと同様、4つの財務書類で構成されます。

「貸借対照表」は、市がこれまで積み上げてきた資産や負債のストック情報を表します。対して、「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」は、この2つの計算書をあわせて1年間の行政活動の動き（フロー情報）を発生主義に基づき表しているものです。「行政コスト計算書」は経常的な行政サービスコストと使用料などの受益者負担との関係を表し、「純資産変動計算書」はそのコストが税金などの財源で賄われた結果、将来世代へ残せる純資産がどう増減したかを表しています。また、「資金収支計算書」は、現金主義に基づいた資金（現金）の動きを3つの活動区分に分けて示すものです。

なお、これらの表の相関関係は、右の図に示しているとおりとなります。

【財務書類4表構成の相互関係】



- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

総務省資料より

作成する会計範囲 … 「一般会計等」「全体会計」「連結会計」

財務書類は、一般会計及び本市が政令の定めとは別に独自で設置している特別会計で構成される「一般会計等」、公営事業会計（政令で定める特別会計及び公営企業会計）を含めた「全体会計」、さらに出資団体などを含めた「連結会計」の3種類があります。

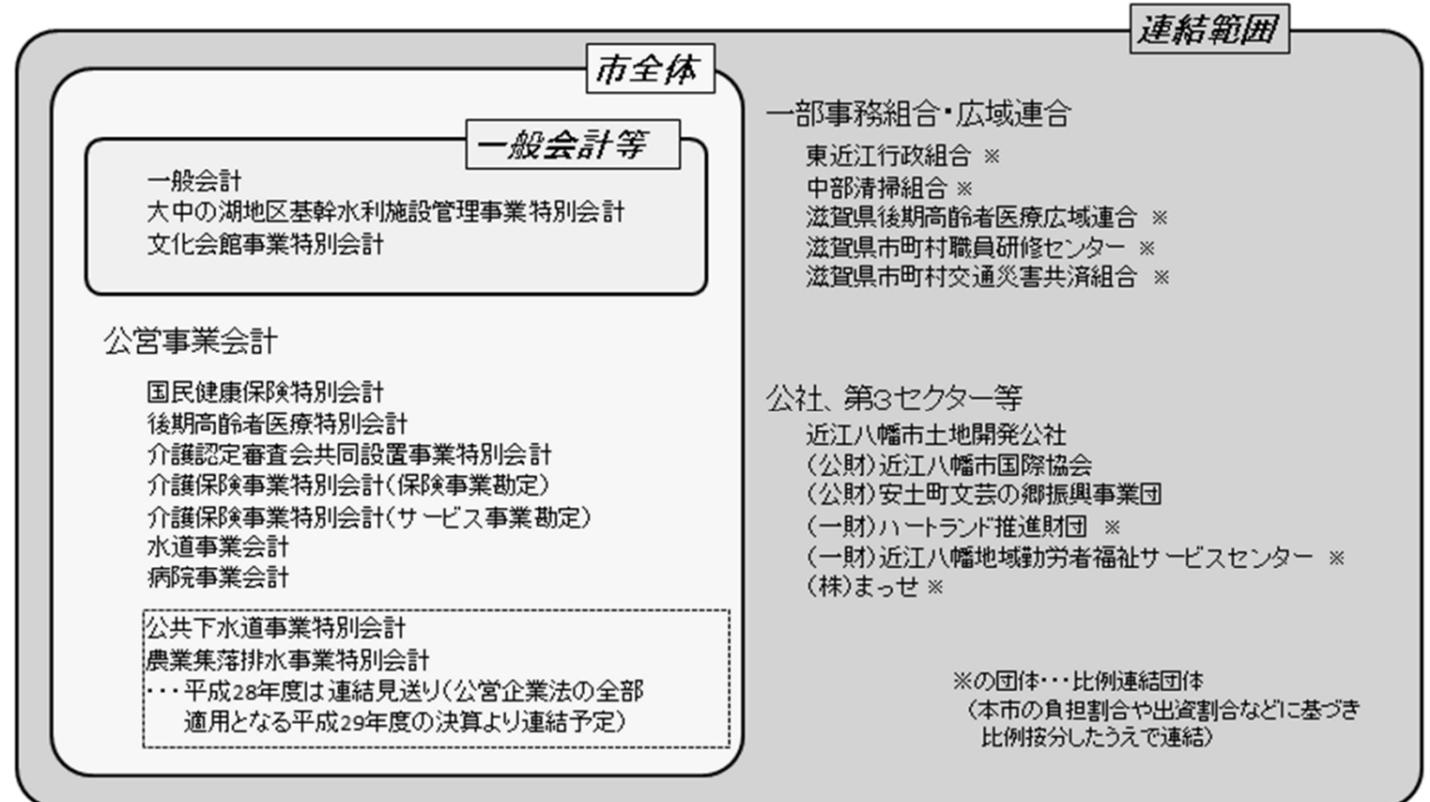
個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲は異なっていますが、地方公共団体の財政状況を同じ範囲・基準で比較するとき、「一般会計等」による数値を活用します。なお、「一般会計等」と、国の地方財政状況調査（通称「決算統計」）で使用する「普通会計」の概念・会計範囲は、ほぼ同じものです。

「全体会計」は、さらに公営事業を含めて地方公共団体が直接実施している事業全体での財政状況を把握するものですが、病院事業会計のように、事業によって実施している団体と実施していない団体があるため、地方公共団体間の比較を行った場合、数値に大きな差が出る場合があります。

「連結会計」は、全体会計にさらに一部事務組合や広域連合、出資割合が25%以上の団体などを加えたものですが、一部の連結団体は、負担割合や出資割合により比例按分したうえで連結しています。

なお、これら3つの会計の財務書類を作成する際、構成する会計間の取引はなかったものとして1つの会計とみなして集計しています。（これを「連結相殺」処理といいます。）

<近江八幡市の会計範囲>



貸借対照表は、どのような資産を、どのような負担で蓄積してきたのかを表す書類です。

平成28年度末 貸借対照表（BS） 単位：百万円

※表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

	一般会計等	全体	連結
固定資産 A：a+b+c	122,845	149,175	151,121
有形固定資産 a	110,990	138,544	140,198
事業用資産	76,191	88,272	89,266
インフラ資産	34,414	47,103	47,161
物品	385	3,170	3,771
無形固定資産 b	134	173	174
投資その他の資産 c	11,720	10,457	10,748
(うち基金) 除く財政調整基金・減債基金	8,465	9,050	9,524 ※1
(うち長期延滞債権)	460	640	640 ※2
(うち徴収不能引当金)	△ 37	△ 78	△ 78 ※3
流動資産 B	7,923	16,865	17,588
(うち現金預金)	1,088	7,120	7,674
(うち財政調整基金・減債基金)	6,727	7,268	7,428 ※1
(うち未収金)	109	2,458	2,463 ※2
(うち徴収不能引当金)	△ 9	△ 55	△ 55 ※3
資産合計 C：A+B	130,768	166,040	168,709

庁舎、学校、ごみ処理施設、市営住宅、市民利用施設など、市が事業を行うための資産

道路、橋りょう、河川、公園など、市民の社会生活の基盤となる資産のこと

情報システムのソフトウェアなど

市税等の収入未済額のうち1年以上経過したもの

現金として行政サービスに使用できる資産

市税等の収入未済額のうち1年以内に発生したもの

市が保有している固定資産および金融資産の合計

※1 [資産] 基金 合計	15,192	16,318	16,952
※2 [資産] 長期延滞債権・未収金 合計	569	3,098	3,103
※3 [資産] 同 徴収不能引当金 合計	△ 47	△ 134	△ 134
※4 [負債] 地方債 合計	27,866	45,280	46,124

固定+流動 合計

	一般会計等	全体	連結
固定負債 D	29,953	53,398	54,694
(うち地方債)	25,673	41,737	42,455 ※4
(うち退職手当引当金)	4,088	6,319	6,897
流動負債 E	2,751	5,668	5,859
(うち地方債)	2,193	3,543	3,670 ※4
(うち賞与等引当金)	298	595	640
負債合計 F：D+E	32,704	59,066	60,553
純資産合計 G：C-F	98,064	106,974	108,157
負債・純資産合計 H：F+G	130,768	166,040	168,709

返済期日が1年を超える地方債残高

将来発生する退職手当見込額

返済期日が1年以内に到来する地方債残高

翌年度支払い予定の期末勤労手当等のうち、当年度負担額

将来世代の負担

過去または現世代の負担

市民1人あたり
資産額(一般会計等)
159.3万円
(全体202.3万円、連結205.5万円)

市民1人あたり
負債額(一般会計等)
39.9万円
(全体72.0万円、連結73.8万円)

平成29年3月31日時点の近江八幡市の人口：82,086人

貸借対照表（BS：Balance Sheet）に掲載されている内容は？

左側が資産を表し、右側が資産を得るための資金の調達方法（負債と純資産）を表します。また、負債はこれから先に支払う義務があり将来世代が負担する金額を表し、純資産はこれまでの世代が支払ってきた金額を表しています。負債が資産を上回り純資産がマイナスになると、債務超過という不健全な財政状況であることを意味します。

本市の平成28年度末の貸借対照表を一般会計等でみると、市が持っている資産は全部で1,308億円ありますが、これらの資産を調達している財源として、将来返済する地方債などの負債が327億円、これまでの世代が負担した純資産が981億円となっています。本市では資産が負債を大きく上回っていることから、貸借対照表上では健全な財政状況であると言えます。ただし、民間企業と異なり、地方公共団体の資産には現実的には売却して換金することが難しい道路などのインフラ資産を含むことに留意が必要です。

行政コスト計算書は、1年間の行政サービス提供にかかったコストから、収益を差し引くことで、正味の行政コストを表す書類です。

平成28年度 行政コスト計算書（PL） 単位：百万円

※表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

	一般会計等	全体	連結
1. 経常費用	27,415	54,182	61,892
人件費	4,652	11,073	11,780
（うち賞与等引当金繰入額）	298	325	329
（うち退職手当引当金繰入額）	398	398	411
物件費等	8,380	13,711	14,042
（うち減価償却費）	2,519	3,886	4,021
その他の業務費用	297	3,126	3,136
移転費用（社会保障給付や補助金など）	14,086	26,273	32,933
2. 経常収益	1,382	14,789	15,604
使用料及び手数料	804	13,790	13,810
その他	578	999	1,794
3. 純経常行政コスト：1－2	26,033	39,394	46,288
4. 臨時損益：（1）－（2） ※	895	769	829
（1）臨時損失	956	830	830
（2）臨時利益	60	60	0
5. 純行政コスト：3+4	26,928	40,163	47,117

翌年度6月支給予定の期末勤
働手当等の見込額のうち、12月
～3月の経過済み期間分を計上

消耗品や委託料、建物の維
持管理や減価償却費など

支払利息など

経常的に発生する費用
から、使用料及び手
数料といった利用者負担
収益を差し引くことで純
経常行政コストを算定。

さらに、臨時に発生す
る損失、利益を加味し
て純行政コスト(税を主
とする一般財源等で賄
うべきコスト)を算定。

市民1人あたり
純行政コスト(一般会計等)
32.8万円
(全体48.9万円、連結57.4万円)

行政コスト計算書（PL：Profit and Loss statement）に掲載されている内容は？

行政コスト計算書は、1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスや教育、ごみ処理にかかる経費など、道路や公共施設などの整備にかかるものを除いた資産形成につながらない行政サービスに要したコストを発生主義に基づき算定のうえ、「人件費」「物件費等」「その他の業務費用」「移転費用」に区分して表示しています。また、これらの行政サービスに対する利用者負担の財源として、使用料・手数料などの経常的な収益を表示するとともに、災害復旧費や資産除売却などによる臨時損失・臨時利益についてもあわせて表示しています。

本市の平成28年度行政コスト計算書を一般会計等でみると、1年間の行政サービスを提供するためにかかったコストは274億円で、使用料や手数料など利用者の負担を差し引いた純経常行政コストは260億円となっています。また、資産の除売却などの臨時的なコストと収入を加味した純行政コストは269億円となっています。

左の内訳を見ると、移転費用が多くかかっていることがわかります。これは、障がい福祉サービスや医療費などの社会福祉給付費に多くのコストがかかっていることが一因です。

また、施設の維持管理や各種政策を推進するための業務費用である「物件費等」にも多くかかっていることがわかりますが、この中には現金支出を伴わないコストである「減価償却費」が含まれています。

※「減価償却費」
建物や道路などは、長く使うとその価値がだんだん減少していきます。会計的には、一定期間にわたってその価値を減少させていきますが、これを減価償却といい、それをコストとして計上したものが「減価償却費」です。
建物や道路などの資産を取得した年度には、その取得した金額は行政コスト計算書には計上されません。かわりに、その建物や道路などの耐用年数の期間に分割して、毎年「減価償却費」としてコスト計上していくこととなります。

[参考] 「1. 経常費用」 + 「4. (1) 臨時損失」	28,371	55,012	62,721
[参考] 「2. 経常収益」 + 「4. (2) 臨時利益」	1,443	14,849	15,604

※：臨時損失・臨時利益において、一般会計等より全体・連結会計が小さい数値を示しているのは、病院事業会計や土地開発公社を含んだ1つの会計として集計する際に、会計間の取引がなかったものとして相殺消去しているためです。

純資産変動計算書は、1年間の純行政コストと税収などの財源を対比させ、コストを賄えているかを示すとともに、純資産の変動要因を表す書類です。

※表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

平成28年度 純資産変動計算書 (NW) 単位：百万円

	一般会計等	全体	連結
前年度末 純資産残高 A	96,176	104,508	105,960
純行政コスト (Δ) a	Δ 26,928	Δ 40,163	Δ 47,117
財源 b	28,225	42,038	49,058
税収等	20,106	29,823	33,014
国県等補助金	8,119	12,215	16,044
本年度 差額 B : a+b	1,297	1,875	1,941
その他の変動 C	591	591	255
本年度 純資産変動額 D : B+C	1,888	2,466	2,196
本年度末 純資産残高 E:A+D	98,064	106,974	108,157

行政コスト計算書で計上される受益者負担収益以外の財源

1年間の純資産の増減内訳

無償で取得した資産による変動額など

行政コスト計算書(PL)と一致 ※ ただし、ここではマイナス表示

	一般会計等	全体	連結
1. 経常費用	27,415	54,182	61,892
2. 経常収益	1,382	14,789	15,604
3. 純経常行政コスト (1-2)	26,033	39,394	46,288
4. 臨時損益	895	769	829
5. 純行政コスト (3+4)	26,928	40,163	47,117

純行政コストの金額に対して、税収および国・県の補助金などの受入れの金額がどの程度あるかを見ることにより、受益者負担以外の財源によりどの程度賄われているかを把握。

貸借対照表の「純資産」 (=「資産」-「負債」) と一致

純資産変動計算書 (NW : Net Worth statement) に掲載されている内容は？

「純資産」とは、道路や公共施設などの資産取得のために、これまでの世代が負担したもので、将来返済する必要がないものです。貸借対照表の資産から負債を差し引いた額を指します。

純資産変動計算書は、この純資産が1年間でどのように増減したかを示すものです。

「本年度差額」がプラスであれば、当年度の行政サービスの提供にかかったコスト (純行政コスト) が当年度の財源 (税収等、国県等補助金) で十分に賄えたということを示すと同時に、現世代の負担によって将来世代も利用できる資源を蓄積した、ということを示します。一方、「本年度差額」がマイナスであれば、将来世代が利用可能な資源を現世代が費消して便益を享受していることを意味することとなります。

本市の平成28年度純資産変動計算書を一般会計等でみると、純行政コスト269億円に対して、税収などの財源は282億円と上回ったことから、「本年度差額」は13億円のプラスとなっており、将来へ負担を先送りしない財政運営ができたということを示しています。

さらに、「その他の変動」が6億円のプラスとなっていますが、これは寄附などにより無償取得した道路や公園など固定資産が増えたことや、平成28年度に清算が完了した土地開発公社の所有資産を引き継いだことなどによるものです。

こうした結果、本年度末の純資産残高は前年度末から19億円増加し、981億円となっています。

資金収支計算書は、地方公共団体における取引を3つの主要な活動に分類し、資金の収支状況を明らかにする書類です。

平成28年度 資金収支計算書（CF） 単位：百万円

※表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

一般会計等	全体	連結
-------	----	----

業務活動	支出	人件費、物件費などの業務費用	10,977	24,220	25,120
		社会保障給付、補助金などの移転費用	14,086	26,273	32,933
		その他	129	129	129
	収入	市税など	20,199	29,913	33,104
国や県からの補助金など	6,393	10,557	14,378		
その他	1,464	14,790	15,640		
業務活動の収支 A		2,864	4,638	4,940	

投資活動	支出	公共施設やインフラの整備費	4,154	4,978	5,052
		基金への積み立て	2,895	3,113	3,246
		その他	537	60	60
	収入	国や県からの補助金など	1,668	1,788	1,796
基金の取り崩し	2,481	2,481	2,483		
その他	577	578	516		
投資活動の収支 B		△ 2,861	△ 3,303	△ 3,564	

財務活動	支出	地方債の返済	2,173	3,567	3,672
		その他	109	110	118
	収入	地方債の借入	2,126	2,578	2,596
		その他	-	-	-
財務活動の収支 C		△ 156	△ 1,098	△ 1,193	

本年度 資金収支額 D:A+B+C	△ 152	237	184
--------------------------	--------------	------------	------------

前年度末 資金残高 E	1,093	6,736	7,330
比例連結割合変更に伴う差額 F	-	-	13

本年度末 資金残高 G:D+E+F	941	6,973	7,526
--------------------------	------------	--------------	--------------

+

本年度末 歳計外現金残高 H	147	147	147
----------------	-----	-----	-----

||

本年度末 現金預金残高 I:G+H	1,088	7,120	7,674
--------------------------	--------------	--------------	--------------

資金収支計算書（CF：Cash Flow statement）に掲載されている内容は？

資金収支計算書は、1年間の資金（現金）の増減を「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」に区分し、金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

- ・ A 業務活動収支：行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入・支出されるもの
- ・ B 投資活動収支：学校・公園などの公共施設やインフラの整備、投資・貸付金などの収入・支出
- ・ C 財務活動収支：地方債の借入や、その返済などの収入・支出

また、これらの活動の結果による、1年間の資金の増減額と残高を示すものです。資金（現金）の残高と、市が一時的に預かっている保証金などの現金（歳計外現金）の残高を加えたものが、貸借対照表の「現金預金」に一致します。

本市の平成28年度資金収支計算書を一般会計等でみると、業務活動収支と投資活動収支をあわせた収支は300万円とわずかながらプラスとなっています。一方、財務活動収支については、後年度の負担軽減に向けて地方債の新たな借入を抑制したことなどでマイナスとなりました。

これらの結果、1年間の資金の増減額（本年度資金収支額）は1億5,200万円のマイナスに、本年度末の資金残高は9億4,100万円になりました。なお、歳計外現金（一時預り金）を加えた現金預金残高は10億8,800万円となっています。

1年間の資金（現金）の増減額を示しています。

一時的に預かる保証金などの公金ではないもの

貸借対照表の資産「現金預金」と一致

貸借対照表（一般会計等）の1年間の増減をみると・・・

一般会計等 貸借対照表（BS） 1年間の増減状況 [平成28年度] 単位：百万円

※表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

	期首残高 ①	期末残高 ②	増減 ③:②-①
固定資産 A: a+b+c	119,372	122,845	3,473
有形固定資産 a	109,905	110,990	1,085
事業用資産	75,792	76,191	400
インフラ資産	33,687	34,414	727
物品	427	385	△ 42
無形固定資産 b	56	134	78
投資その他の資産 c	9,411	11,720	2,310
(うち基金) 除く財政調整基金・減債基金	6,510	8,465	1,954 ※1
(うち長期延滞債権)	507	460	△ 46 ※2
(うち徴収不能引当金)	△ 38	△ 37	1 ※3
流動資産 B	9,692	7,923	△ 1,769
(うち現金預金)	1,214	1,088	△ 126
(うち財政調整基金・減債基金)	8,365	6,727	△ 1,638 ※1
(うち未収金)	117	109	△ 8 ※2
(うち徴収不能引当金)	△ 9	△ 9	△ 0 ※3
資産合計 C: A+B	129,064	130,768	1,704

固定+流動 合計	※1 [資産] 基金 合計	14,875	15,192	316	ふるさと応援寄附金の積立による増加など
	※2 [資産] 長期延滞債権・未収金 合計	624	569	△ 54	未収債権が減少
	※3 [資産] 同 徴収不能引当金 合計	△ 48	△ 47	1	
	※4 [負債] 地方債 合計	27,913	27,866	△ 47	地方債残高が減少

	期首残高 ①	期末残高 ②	増減 ③:②-①
固定負債 D	30,474	29,953	△ 522
(うち地方債)	26,026	25,673	△ 353 ※4
(うち退職手当引当金)	4,173	4,088	△ 85
流動負債 E	2,414	2,751	337
(うち地方債)	1,887	2,193	306 ※4
(うち賞与等引当金)	300	298	△ 2
負債合計 F: D+E	32,888	32,704	△ 184
純資産合計 G: C-F	96,176	98,064	1,888
負債・純資産合計 H: F+G	129,064	130,768	1,704

市民1人あたり
資産額
+2.1万円
157.2万円 → 159.3万円

市民1人あたり
負債額
△0.2万円
40.1万円 → 39.9万円

過去または現世代で
負担した分は増加

市民1人あたり
純資産額
+2.3万円
117.2万円 → 119.5万円

1年間を通した残高の増減をみると・・・

資産は17億円増加していますが、それを賄う財源である負債は2億円減少していることから、将来世代の負担を減らしながら、今後必要な資産を形成することができたといえます。

※市民1人あたりの金額は、期首・期末の人口とも平成29年3月31日時点の近江八幡市の人口で算定しています。

財務書類4表の分析からわかることは・・・

将来世代に残る資産はどのくらい？

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産評価額} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産のうち減価償却の対象となる資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。100%に近いほど資産の老朽化が進んでいるといえます。ただし、この指標は財務省令に基づく減価償却の法定耐用年数により算定しているため、必ずしも施設の実態にあわせた老朽化度合を示すわけではないことに留意が必要です。

	一般会計等	全体	連結
有形固定資産減価償却率 (土地・物品・建設仮勘定を除いて算定)	53.9%	49.4%	49.3%

分母は、資産の取得価額などを表します。

一般会計等の資産は、平均して耐用年数の半分を超えています。



【参考】総務省調査「財政状況資料集」算定基準ベース
(「一般会計等」 + 「一部事務組合の清掃・消防分」) 53.7%

将来世代と現世代との負担の割合は？

純資産比率

$$\text{純資産} \div \text{資産合計}$$

一般会計等	全体	連結
75.0%	64.4%	64.1%

社会資本等形成の将来世代負担比率

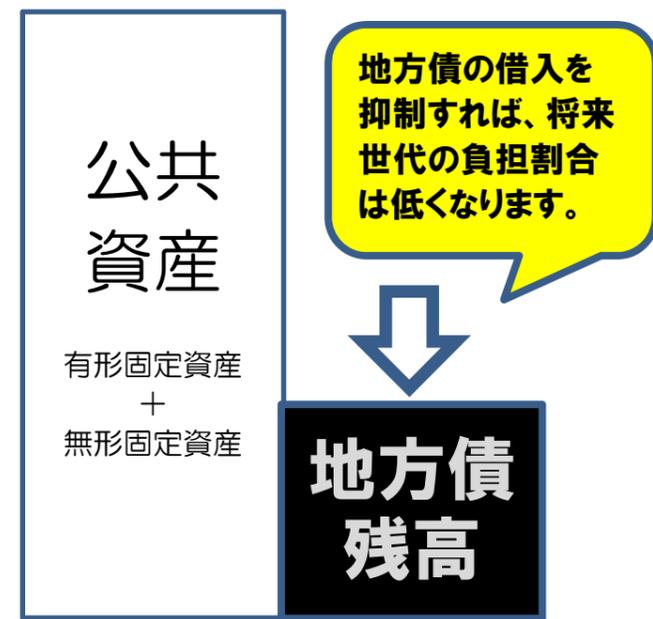
$$\text{将来世代負担比率} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{公共資産(有形・無形固定資産合計)}}$$

一般会計等	全体	連結
25.1%	32.6%	32.9%



純資産の割合が高いほど、将来世代の負担割合は低くなります。

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど健全であるといえます。
これまで蓄積してきた資産が、これまでの世代による負担なのか、あるいは、将来世代への負担となっているのを見ることができる指標で、この比率が高いほど、これまでの世代の負担によって資産を取得してきたことになります。



地方債の借入を抑制すれば、将来世代の負担割合は低くなります。

これまでに整備してきた公共資産のうち、どれくらい将来世代が負担する借入金が残っているかを見ることができます。この比率が高いほど、今後返済が必要な負債で公共資産を整備していることを示すため、将来世代の負担が大きくなることになります。
市全体・連結では、一般会計等に比べて高い率を示していますが、これは公営事業会計が地方債に財源の多くを委ねていることから、将来世代の負担が一般会計等に比べ高くなっているためです。

行政サービスの利用者負担の水準は？

受益者負担比率

$$\text{受益者負担比率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

一般会計等	全体	連結
5.0%	27.3%	25.2%

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する利用者の直接的な負担割合を算出することができます。

市全体・連結では、一般会計等に比べて高い率を示していますが、これは公営企業会計である水道事業会計・病院事業会計が、利用者による収益をもとに事業を行う会計であるためです。

使用料や手数料などの割合



残りの財源は、税や国・県からの補助金などで賄っています。

継続して市の財政を運営できる？

債務償還可能年数

一般会計等
9.0年

年数が短いほど、債務償還能力が高いといえます。

$$\text{債務償還可能年数} = \frac{\text{将来負担額}^{(※1)} - \text{充当可能基金残高}^{(※1)}}{\text{業務収入等}^{(※2)} - \text{業務支出}^{(※3)}}$$

- ※1 将来負担額及び充当可能基金残高については、地方公共団体財政健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 業務収入は、資金収支計算書(地方公会計)における業務収入(地方税、地方交付税等)による。また、「業務収入等 = 業務収入 + 減収補填債特例分発行額 + 臨時財政対策債発行可能額」とする。
- ※3 業務支出は、資金収支計算書(地方公会計)における業務支出(人件費、物件費、補助金等)による。

$$= \text{実質債務} \div \text{資金収支計算書における業務活動収支の黒字分 (臨時収支分を除く)}$$

取崩しが可能な基金を全て地方債や引当金など市の債務に充てた場合の残額(実質債務)について、経常的に確保できる資金で返済するのに何年間かかるかを見ることで、債務償還能力を測ります。債務償還可能年数が短いほど、債務償還能力は高いことを表します。

ストックとフローを組み合わせた指標であり、ストックの改善(地方債残高の抑制等)とフローの改善(事務事業の見直し等)の両面からの把握が可能です。

おわりに

地方公会計制度については主に3つの目的があります。

まず1つ目として、『市民に対する開示で得られる効果(透明性の向上、説明責任の履行)』です。本市では、財務分析を含めて様々な指標を公表していますが、地方公会計制度により、資産・負債(ストック)全体の一覧的把握、発生主義による正確な行政コストの把握が可能となり、現行の現金主義による地方公共団体会計だけでは十分に得られない情報を補完することができます。

2つ目に『行政経営への活用で得られる効果(マネジメント力の向上)』があります。財務書類の分析から得られる情報を、実際の財政運営に活かしていくことが重要です。財政運営上の目標設定・方向性の検討のほか、行政評価との連携、施策の見直し、資産管理や職員の意識改革など、行財政改革のツールとしての活用が期待できます。

3つ目は『整備過程で得られる効果(資産・債務の適切な管理)』があります。公会計の整備にあたっては「資産台帳の整備」と「資産の適切な評価」が求められています。公会計制度改革は「資産・債務改革」であり、今まで十分とはいえなかった台帳整備を行うことで、遊休資産の把握による資産の効果的運用や固定資産台帳整備による公共施設等のマネジメントの向上、さらには未収金などの把握による収納事務の実効性などが期待できます。

平成28年度決算より、「固定資産台帳の整備」と「正規の複式簿記による仕訳処理」に基づいた統一的な基準による財務書類4表の作成が全国的にはじまりました。今後は、他団体との比較分析を行うとともに、固定資産台帳の精度向上や公会計のノウハウを習得した職員の育成に努めながら、有効な活用方法の検討を進めていきます。市民サービスの根源を支える財政運営に貢献できる公会計制度として、市民のみなさんにとってよりわかりやすく、市政を理解する上で役立つ財務情報となるよう、今後も積極的な情報提供に努めてまいります。



近江八幡市総務部財政課

〒523-8501

滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

TEL 0748-36-5750

FAX 0748-32-3237

E-mail 010412@city.omihachiman.lg.jp